



英国における通信契約者の保護政策 最新動向

—顧客のための公平性確保に向けて—
一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）
ロンドン事務所 所長 入江 晃史

概要

英国通信庁（Ofcom）は、2020 年開始早々、「顧客のための公平性」（Fairness for Customers）の観点から 2019 年に実施した主要な消費者保護政策をまとめて Ofcom のウェブサイト上で紹介した¹。Ofcom の政策の中には数年前から準備していたものもあり、2019 年度は Ofcom がこれまで蒔いた種が次々と花を咲かせたといった感がある。次期会計年度（2020/2021）の Ofcom 事業計画案（Plan of Work）でも、戦略的優先事項の一つとして「顧客のための公平性」の確保が掲げられており、Ofcom は引き続き、消費者保護を重視した政策を積極的に打ち出していくものと予想される。

そこで、本稿では、2019 年の Ofcom による通信契約者の保護政策を振り返りつつ、最近の政策動向を概観してみたい。

1. Ofcom 通信契約者保護政策 in 2019

Ofcom のウェブサイト上で公表された 2019 年の通信契約者の保護政策について、順番に見ていこう。12 月に欧州電子通信コード（EECC）への対応としていくつかの消費者保護政策を公開諮問にかけているが、契約終了通知制度や乗り換えの円滑化など、一部前倒しで導入している制度も多い。

<通信契約者の保護政策に関する検討事項（2019 年）>

- 3 月 「ブロードバンド速度に関する行動規範」の導入
- 4 月 個人向けブロードバンド・固定電話の自動補償制度の導入
- 5 月 契約終了通知・最良料金情報通知制度の提案
- 6 月 「公平性に関する枠組み」（Fairness Framework）案の発表
- 7 月 「テキストメッセージによる乗換（text to switch）」ルール
モバイルの公平性確保
- 9 月 ブロードバンド事業者に対する新しいルールの検討
- 12 月 欧州電子通信コード（EECC）の実施に向けたルール改正

¹ <https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/features-and-news/2019-fairness-for-customers-highlights>

(1) 3月～「ブロードバンド速度に関する行動規範」の導入～

この行動規範 (Codes of practice) は、ブロードバンドサービス契約時に顧客により実態に即した速度を説明させることなどを内容とするもので、既存の行動規範を改正する形で3月1日から導入された²。この行動規範に合意・署名をした事業者は、契約締結前にブロードバンドの顧客に対して新しいサービスの速度等について説明しなければならない。仮に、そのサービスが説明した速度を満たしておらず、1か月以内に改善しない場合、顧客は違約金を支払うことなく当該契約を終了させることができる (詳細は下表参照)。

この行動規範に従うかどうかは事業者の任意であり、合意・署名をした事業者がこの行動規範を遵守することを外部に対して明らかにすることとなる。合意・署名している BT、EE、プラスネット、スカイ、トークトーク、バージンメディアで、国内の家庭用ブロードバンドサービス利用者の約 95% に相当する (EE はモバイルサービスの他、ブロードバンドサービスも提供している)。

行動規範³ という形式は、あまり日本ではなじみがないかもしれない。法規制がなくても、事業者行動規範の遵守を約束させて、問題が起きた場合に規制当局が制裁を課するという手法は、いわゆる「共同規制」の一類型であり、進歩が速い情報通信分野では特に規制の手法として有効であると思われる。また、事業者にとっても、このような合意には消費者重視の姿勢を積極的にアピールする意義があるだろう。

＜ブロードバンド速度に関する新行動規範の概要＞

- * ブロードバンドサービス事業者は、顧客の住所地におけるピーク時の現実的なブロードバンド速度推計値を説明しなければならない。ピーク時とは、一般世帯の場合、20時から22時、事業所の場合、12時から14時とする。
- * 顧客と契約する前に最低限の下り速度を保証しなければならない。実際の速度がこの最低保証速度を下回る場合は、サービス事業者は1か月以内に状況を改善しなければならない。改善されない場合は、顧客は契約を無料で解約することができる。
- * 解約権 (right to exit) は、ブロードバンドの技術 (ケーブル、ファイバ、銅線) にかかわらず消費者に与えられる。ブロードバンド商品とともに販売される固定電話サービスや各種有料テレビ商品についても、解約権の行使が可能である。

【Ofcom 公表資料に基づき、FMMC ロンドン事務所作成】

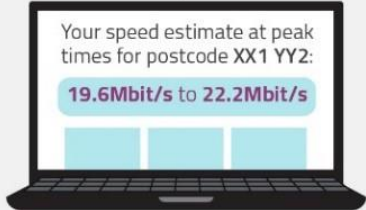
² 行動規範は2018年3月に示された。事業者のシステム対応等を考慮し、12か月後の施行となった。

<https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/media/media-releases/2019/clear-information-before-buy-broadband>
<https://www.ofcom.org.uk/phones-telecoms-and-internet/advice-for-consumers/advice/broadband-speeds-code-practice> (6月1日アクセス)

³ 通信関係の行動規範の詳細については、Ofcomの以下のサイトで閲覧可能。<https://www.ofcom.org.uk/phones-telecoms-and-internet/information-for-industry/codes-of-practice> (6月1日アクセス)


Under new Ofcom protections, broadband providers must:

1 Provide more **realistic speed estimates** at the point of sale, which reflect peak times.





2 Always provide a **minimum guaranteed speed** at the point of sale.

Did you know that if your speed falls below X Mbit/s for a sustained period you may have a right to exit your contract?






3 Let customers walk away **penalty-free** if speeds fall below the minimum guaranteed level.

 Providers will have one month to improve speed before offering right to exit.

 For residential customers the right to exit will apply to phone and TV services bought at the same time as broadband.

4 Give you these rights, regardless of their broadband technology.

Copper		✓ Applies
Part or full fibre		✓ Applies
Cable		✓ Applies

【Ofcom のウェブサイト⁴より】

(2) 4月 ～個人向けブロードバンド・固定電話の自動補償制度の導入～

個人向けブロードバンド・固定電話の自動補償制度 (Automatic Compensation) は、4月1日に導入された⁵。この制度によって、個人向けブロードバンドサービスや固定電話の利用者は、

- ① サービス停止後 2 営業日以内に同サービスが完全に復旧しなかった場合、(翌日以降) 1 暦日 (calendar day) 当たり 8 ポンド、
- ② エンジニアによる訪問約束が約束時刻から遡って 24 時間以内にキャンセルされた場合又は不履行の場合、1 回の約束当たり 25 ポンド
- ③ 契約した新たなサービスの提供開始日が遅延した場合、(提供開始日を含め) 1 暦日当たり 5 ポンド、

の補償を受けられることになった。

同制度の利用に当たっては、利用者は補償に係る請求を行う必要はなく、単に事業者に対して当該事案を報告すればよい。





なお、携帯電話サービスについては、24 時間以上サービスが停止することは稀であり、一

⁴ <https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/media/media-releases/2019/clear-information-before-buy-broadband> (6月1日アクセス)

⁵ <https://www.ofcom.org.uk/phones-telecoms-and-internet/advice-for-consumers/costs-and-billing/automatic-compensation-need-know> (6月1日アクセス)

一般的に同サービスに係る補償はブロードバンドサービス等より手厚いことから、同制度の対象からは除かれている。

この制度も、(1)の行動規範と同様、合意・署名をした事業者のサービスに適用されるもので、BT、Hyperoptic、スカイ、トークトーク、バージンメディア等が合意・署名している。

Problem	A landline or broadband customer would be entitled to compensation if...	Amount of compensation
Delayed repair following loss of service	Their service has stopped working and it is not fully fixed after two full working days.	 £8 for each calendar day that the service is not repaired
Missed appointments	An engineer does not turn up for a scheduled appointment, or it is cancelled with less than 24 hours' notice.	  £25 per missed appointment
Delays with the start of a new service	Their provider promises to start a new service on a particular date, but fails to do so.	 £5 for each calendar day of delay, including the missed start date

【Ofcom のウェブサイト⁶より】

(3) 5月 ～契約終了通知・最良料金情報通知制度の提案～

英国では日本と異なり、通信事業者との契約は固定された期間契約が一般的である。この間には違約金を支払わなければ解約ができない。英国では、特にバンドルサービスにおいて、契約終了後の更新で料金が値上がりすることが多いが、契約者が正しく自分の契約内容を知らないというのが課題であった。

2018年における公開諮問を経て、2019年5月に Ofcom が提案した契約終了通知・最良料金情報通知制度（end-of-contract notifications and annual best tariff information）は、ブロードバンド、有料テレビ、携帯及び固定電話サービス事業者に対して、契約終了日の少なくとも10日から40日前に、以下の情報を顧客に提供することを求めるものである⁷。また、固定契約期間終了後の継続契約者に対し、最良料金情報を毎年通知することも求めている。

これは、EUの新指令である欧州電子通信コード（European Electronic Communications Code：EECC）⁸の規定に沿った対応となっている。EECCについては、(8)でも触れるが、2020年12月末までに国内法で担保すればよい。しかし、Ofcomとしては、消費者に適切な情報を提供することは消費者保護の観点から、速やかに対応すべき

⁶ <https://www.ofcom.org.uk/phones-telecoms-and-internet/advice-for-consumers/costs-and-billing/automatic-compensation-need-know> (6月1日アクセス)

⁷ https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0018/148140/statement-helping-consumers-get-better-deals.pdf (6月1日アクセス)

⁸ EECCは、通信サービスの規制枠組みをアップデートする新しいEU指令であり、英国を含む加盟国は2020年12月までに国内法により実施することが求められている。

として、前倒しで EECC の規定を踏まえた対応をとることとした。なお、本ルールは 5 月に公表されたが、事業者のシステム改修等の準備期間を考慮して、導入は 2020 年 2 月からとされ、2 月 15 日から施行されている⁹。

なお、このルールは、2003 年通信法によって通信事業者が遵守すべきとされる「一般条件」¹⁰に追加された。

＜通知の内容＞
<ul style="list-style-type: none"> * 契約終了日 * 契約終了日までに支払った料金 * 契約終了時に発生するサービス内容と料金に対する変更内容 * 契約破棄予告期間に関する情報 * 顧客が利用可能な最良の商品（新規顧客に対して提供されている商品の情報や他の事業者が提供している商品内容も含む）

（４） 6 月 ～ 「公平性に関する枠組み」 (Fairness Framework) 案の発表～

Ofcom が 6 月 17 日に公表した「公平性に関する枠組み」(Fairness Framework) 案¹¹は、ブロードバンド、電話、有料テレビ企業による不公正な取引慣行を根絶することを狙いとしている。この枠組みでは、5 つの質問を設定し、Ofcom が企業の取引慣行の公平性をどのように定義、査定し、介入するかについて説明している。

そして、1 月 23 日、Ofcom は顧客の公平性を確保することを目的としたブロードバンド、モバイル、固定電話、有料テレビの公平性を評価するための枠組みを発表した¹²。

同枠組みでは、顧客が公正に扱われているかどうかについて Ofcom が評価する際に検討する可能性のある論点を設定している。また、事業者の慣行とそれらが生み出す結果が不公平であるかどうか、顧客を保護するために Ofcom が介入する必要があるかどうかを評価するために考えられるアプローチを策定している。

具体的には、顧客が一連の契約の流れの中でどのように扱われているか、誰が損害を被っているかといった 5 つの質問ごとに、Ofcom が懸念を抱く事例を挙げている。例えば、顧客が一連の契約の流れの中でどのように扱われているかという質問では、与えられる情報が明確ではなくわかりにくい場合、行動バイアスが悪用される場合、顧客の決定のために十分な情報が与えられていない場合等を挙げている¹³。

Ofcom としては、今後、苦情申立てを受けた場合や、Ofcom による市場モニタリングに

⁹ <https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/features-and-news/companies-must-tell-customers-about-their-best-deals> (6 月 1 日アクセス)

¹⁰ 2003 年通信法 第 45 条(2) (a) に基づく Ofcom の権限。

¹¹ https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0022/152482/discussion-paper-making-communications-markets-work-well-for-customers.pdf (6 月 1 日アクセス)

¹² https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0033/189960/statement-fairness-framework.pdf (6 月 1 日アクセス)

¹³ 脚注 12 の 2 頁の表を参照。

よって顧客が公平に扱われていないという示唆があった場合に、この枠組みを使うこととしている。

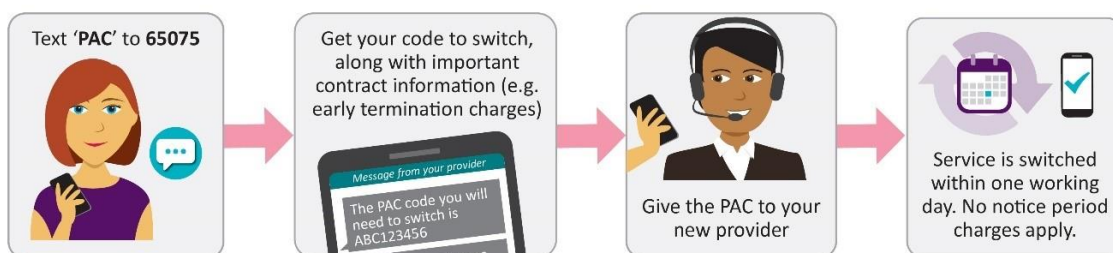
(5) 7月 ～「テキストメッセージによる乗換 (text to switch)」ルール～

7月1日から、「テキストメッセージによる乗換」(text to switch) ルールが導入された¹⁴。これにより、無料のテキストメッセージを送信するだけで、自分の携帯電話番号を維持したまま、モバイルサービス事業者の乗換えが可能になる。

従来は、現在の契約事業者に電話をして乗換え作業に必要となる「ポーティング認証コード (PAC)」を申請しなければならないなど、消費者は乗換に大きな負担感を感じていた。

新制度は、事業者を乗換える旨の通知を契約事業者に送信すれば、乗換えに必要な「ポーティング (移植) 認証コード (PAC)」などの情報が契約者に自動的に送信されるという内容で、現在の契約事業者に電話をする必要がなくなった。新たな契約事業者は、1営業日以内に変更を完了しなければならない。

また、乗換え日以降は、旧契約事業者は元顧客に課金することが禁止されたため、消費者は新旧両方の事業者から同時に課金されることがなくなった。



【Ofcom のウェブサイト¹⁵より】

(6) 7月 ～モバイルの公平性～

7月には、Ofcom は、モバイルの顧客の公平性に焦点を当てる措置も発表した¹⁶。これは、モバイルサービス事業者の自主的対応と通信・端末分離契約の取扱いの2つに分かれる。

<モバイルサービス事業者の自主的対応>

継続契約の契約者の多くは払い過ぎているという Ofcom のレビューを踏まえ、主な携帯電話事業者は、より良いオプションを用意した¹⁷。ただし、すべての事業者がより良いオプ

¹⁴ <https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/features-and-news/text-to-switch-simple-to-switch-mobile-network> (6月1日アクセス)

¹⁵ 脚注14のURL参照。

¹⁶ https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0037/157699/statement-and-consultation-mobile-handsets.pdf (6月1日アクセス)

¹⁷ 脚注16の報告書によれば、200万のバンドルサービス顧客は継続契約となっており、そのうち約140万人がより安価な

ションを用意したというわけではなく、Ofcomによれば、スリーUKは割引の適用を拒否したということである¹⁸。あくまで自主的対応であるため、このように、各事業者によって対応にばらつきが出てくる。

＜モバイル事業者の自主的対応の例＞

事業者	対応内容
バージンモバイル	継続契約の顧客には、相当する 30 日間の SIM のみ契約と同様の料金とする。
EE, Tesco and Vodafone	継続契約の顧客の月額料金を値下げする。値下げの水準は、事業者によって異なるが、Ofcomとしては、相当する「SIMのみ契約」に顧客が乗り換えた場合の負担軽減度合いを考慮することを期待する。
O2	O2 直営店で契約をした継続契約の顧客の月額料金を値下げする。相当する 30 日間の通信料のみ契約と同様の料金とする。

【Ofcom 資料に基づき、FMMC ロンドン事務所作成】

＜通信・端末分離契約の取扱い＞

また、Ofcom は通信・端末分離契約（split contracts）に拘束される顧客を救済することとしている。例えば、12 か月の通信契約で、端末は 36 か月の長期契約となっているプランは人気になりつつあるが、Ofcom は、これは顧客の乗換えを阻害すると考えている。

この問題意識を踏まえて Ofcom が提案する新ルールは、通信・端末分離契約について、最大 24 か月の制限を適用するものである。Ofcom としては、このルールを 2020 年 12 月の前までに実行したいとしている。

（7）9 月 ～ブロードバンド事業者に対する新しいルールの検討～

Ofcom は、9 月 25 日、Ofcom による固定ブロードバンドの価格調査結果を発表し、その結果を受けたブロードバンド事業者の新しい自主的取組や Ofcom としての新しいルールの策定意向を公表した¹⁹。

自主的取組には、BT のように新規契約や再契約と継続契約の間の毎月の支払額の差額にキャップを設けたり、バージンメディアのように高齢者の顧客を含めた脆弱な顧客の料金調査を行うといった取組が発表された。

また、新しいルールの提案には、脆弱な顧客向けのブロードバンド新料金の提供をブロードバンド事業者に義務付けることや、集团的乗換トライアルの検討も含まれている。「集团的乗換」とは、信頼できる第三者が、特定の顧客グループのために、事業者から新料金を入

—
SIM のみ契約に移行した場合、節約できるという。Ofcom の分析によれば、顧客は全体として年間 1 億 8,200 万ポンドを超過支払いしている計算になるという。

¹⁸ 脚注 16 の報告書では、スリーUKは顧客に対する割引を拒否（refuse）したとしている。（1.29）（7 頁）

¹⁹ https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0018/168003/broadband-price-differentials.pdf（6 月 1 日アクセス）

札させ、顧客が最適なプランを選び、乗換手続きはこの第三者が行うという仕組みのトライアルのことで、電力分野では規制体の Ofgem が 2018 年と 2019 年に試行していたものである²⁰。

このようなルールの提案を打ち出した背景としては、(3) のように、すでに Ofcom はブロードバンドサービスを含めた最良料金情報通知などのルールを定めていたところであったが、低所得者などの脆弱な顧客を含めた一部の顧客には、それだけでは足りないという Ofcom の問題意識があった。

(8) 12月 ～欧州電子通信コード (EECC) の実施に向けたルール改正～

Ofcom は、12月17日、欧州電子通信コード (EECC)²¹ を実施するため、ブロードバンドやモバイルの顧客の公平な取扱いや事業者乗換えの円滑化の提案について、公開諮問を開始した²²。欧州電子通信コードは既存の EU 指令を統合するとともに、消費者保護の強化等がなされている。英国では、EECC で求められているもののうち、すでに一般条件に取り込まれているものもあるが、既存の一般条件では十分ではない要素 (SIM ロック禁止) や新コードに新しく盛り込まれた内容 (顧客に提供すべき情報) などを踏まえたルール改正提案となっている。Ofcom の具体的な提案のいくつかを紹介したい。なお、EECC の一部の規定については、すでに前倒しで実施されていることは (3) (契約終了通知・最良料金情報通知制度) で述べた。

<ブロードバンドの事業者乗換えをより容易かつ安心に>

まず、Ofcom は、ブロードバンド事業者の乗換えは乗換え先の事業者が主導し、ネットワークにとらわれないシームレスな乗換えの提供 (例えば、バージンメディアのネットワークを利用している事業者とオープンリーチのネットワークを利用している事業者間) を求めることを提案している。

これは、モバイルに適用されているルール (上記 (5) 参照) をブロードバンドにも適用しようとするものである。具体的には、乗換えの間、サービスが受けられない状態については1営業日を越えてはならず、もしうまくいかなかった場合には、プロバイダは補償をする。また、固定サービスの顧客の乗換えについて、乗換え日以降の課金を禁止するべきとしている。

<ロックされた端末の販売禁止>

英国の一部のモバイル事業者²³は、他のネットワークで使われないように「ロック」され

²⁰ <https://www.ofgem.gov.uk/publications-and-updates/ofgems-collective-switch-trials> (6月1日アクセス)

²¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L1972&from=EN> (6月1日アクセス)

²² https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0032/184757/consultation-proposals-to-implement-new-eecc.pdf (6月1日アクセス) (公開諮問の締切りは、2020年3月) なお、2019年7月に、英国政府 (デジタル・文化・メディア・スポーツ省) が欧州電気通信規則 (EECC) を実施するための公開諮問を実施している。こちらの公開諮問はすでに9月に締め切られているが、まだ意見をとりまとめている段階である (2020年5月25日現在)。

²³ BT Mobile/EE、Tesco Mobile、ボーダフォン。2019年12月現在。一方で、スリーUK、02、バージンモバイルなどはロッ

た端末を販売している。このような慣行は、顧客が乗換後も同じ端末を使い続けたい場合、乗換えに負担感²⁴を持たせ、乗換えを不可能とすることもありうる。

そこで、Ofcom は、「契約解除のための条件や手続きが、事業者の乗換えのディスインセンティブとならないようにすべき」という欧州電子通信コードの規定²⁵の目的を踏まえ、既存の一般条件を改正し²⁶、ロックされた端末の販売を禁止することを提案している。Ofcom としては、正式決定から 12 か月後には、すべての事業者はロック解除された端末を販売するということを想定している。

<より良い契約情報とより強力な解約権>

Ofcom は、欧州電子通信コードにおいて新しく契約前に顧客に提供することが必要な情報として「契約の概要」²⁷が含まれたこと等を踏まえ、既存の一般条件を改正して提供すべき情報の種類を増やすことを提案している。

また、契約の変更については、現状では、顧客は特に不利益となる場合にのみ解約することができるが、今後は、専ら顧客の利益になるというわけではないような契約の変更があった場合には、顧客に解約権を付与することを提案している。この解約権は、通信サービスとバンドルされた他のサービスや購入機器にも適用されるとする。

<障がいを持つ顧客にも通信サービスへの平等のアクセスや選択の機会を提供>

欧州電子通信コードでは、すべての電話事業者、ブロードバンド事業者は、障がいを持つ顧客にも通信サービスへの平等のアクセスや選択の機会を提供すべきとしている²⁸。また、緊急通信は、障がいを持つ顧客にも等しく利用可能とすべきとしている²⁹。

英国では、アクセス可能なフォーマットで情報を提供することはすでに一般条件で規定されているが、このコードの趣旨を踏まえ、一般条件を改正し、アクセス可能なフォーマットで提供すべき情報の範囲の拡充（契約書や請求書だけでなく、値上げや、支払いのリマインダーなどのサービスについての情報にも拡大）などを提案している。

また、既存のテキストリレーや緊急 SMS サービスといった、「書くこと」を前提としたサービスだけでは、英国手話（British Sign Language (BSL)）利用者には利用が困難であるため、一般条件を改正し、24 時間 365 日無料のビデオリレーサービスを利用して緊急サービスに連絡できることを義務化すべきと提案している。

—
クされた端末を現在は販売していない。

²⁴ 例えば消費者が、BT/EE、テスコモバイル、ボーダフォンからモバイル事業者を乗換えようとする場合、約 10 ポンド（約 1,430 円）を支払い、端末ロックを解除してもらう必要があり、Ofcom の独自調査では、3 分の 1 の消費者が乗換を諦めているとのことである。なお、O2、スカイ、スリーUK、バージンモバイルは、ロック解除された端末を販売している。

²⁵ EEC 第 105 条（契約期間と契約解除）参照

²⁶ https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0036/184986/annex-16-eecc-consultation.pdf にて、一般条件の改正提案を見ることができる（C1.9 参照）。

²⁷ EEC 第 102 条（契約情報）参照

²⁸ EEC 第 111 条（障がいを持つエンドユーザのための平等アクセスと選択）参照

²⁹ EEC 第 109 条第 5 項（緊急通信と単一欧州緊急番号）参照

なお、英国は1月31日に「ブレグジット」したが、本指令の実施期限である2020年12月21日は移行期間中であるため、英国はEECCを国内で実施することになる。移行期間後の規制の見直しについては、改めて検討されることとなる。

2. 結び

人々の日常生活にとって、通信サービスは電気や水道と同等のものであり、顧客の公平性は一層重要になってくるだろう。一方で、通信サービスが高度化すると、ますます一般人にはわからなくなり、消費者を保護する必要性も高くなっていく。日本でも様々な消費者保護の議論が行われているが、英国の通信サービス契約者の保護政策は日本にとっても大いに参考になると思われる。

ブレグジット後も、引き続き、英国は消費者保護を柱に据えることになろう。ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の運用も3月に始まっている。今後は、上位レイヤーであるコンテンツにおける消費者保護（違法有害情報対策）も柱として挙がってくるであろう。Ofcomも違法有害情報対策に対する協力姿勢を見せている。

2019年12月12日の総選挙では与党保守党が圧勝した。2020年1月31日のブレグジット後は、引き続き、デジタル政策先進国としての地位を維持するため、ジョンソン政権はデジタル関連施策の実施を推進していくに違いない。英国のデジタル化は、3月23日からのロックダウン（都市封鎖）を余儀なくされたコロナウイルス禍を一つのきっかけとして、加速化すると思われるが、それと歩調を合わせて、英国政府の消費者保護政策は益々議論が活発化していくだろう。引き続き、英国の動向を注視していきたい。